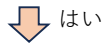


被扶養者の認定手続 提出書類チェックリスト

質問

認定手続を行う方に給与上の扶養手当が支給されますか？



以下の提出書類チェックリストを使用してください。



B 特別認定の提出書類チェックリストを使用してください。

A 普通認定 提出書類チェックリスト

該当する事由の提出書類が添付されていることを確認してチェックしてください。

本チェックリストの提出は不要です。提出前の確認に御利用ください。

注意事項

●必要書類が全て揃ってから、御提出ください。

●マイナ保険証保有の有無を確認し、被扶養者申告書内の資格確認書発行要否欄の要否に丸をつけてください。

●事由発生日付での認定の場合は、事由発生日と所属所受理日の間が30日以内の必要があります。

□・・・提出必須書類 △・・・該当者のみ提出する書類

普通認定 (扶養手当あり) 手引P50参照		① 被扶養者申告書(認定) (給与事務担当者の確認(氏名と印)が必要)	② 国民年金第3号被保険者関係届(該 (20歳以上60歳未満の配偶者のみ)	③ 国民健康保険又は 国民健康保険に加入中であることが 分かる書類※1	④ 戸籍謄本・抄本の写し 又は 婚姻届受理証明書の写し	⑤ 雇用保険に関する確認書	⑥ 該当するいずれか				⑦ 雇用保険受給資格者証1面と3面の 写し(「支給終了」の印字があるもの)	⑧ 扶養親族異動届等 (所属所長が確認済のもの)	備考
							雇用保険 受給前 ア 雇用保険被保険者離職票 2面の写し	雇用保険 受給中 イ 雇用保険受給資格者証 1面と3面の写し	雇用保険 未加入 ウ 退職証明書の写し 又は 退職発令通知書の写し	雇用保険 受給権喪失 エ 雇用保険被保険者 資格喪失確認通知書の写し			
別冊様式集該当ページ		HP掲載※2	HP掲載※2			P54							
認定事由	出生 チェック →	□	—	—	—	—	—				—	—	
	結婚 チェック →	□	△	□	□	—	—				—	—	
	離職 チェック →	□	△	□	—	□	□				—	—	
	雇用保険の受給終了 チェック →	□	△	□	—	—	—				□	—	
	上記以外 チェック	□	△	□	—	—	—				—	□	扶養の事実が生じた日を確認できる書類があれば添付

※1 健康保険証の写し、資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの(印刷日時又は保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内のものに限る。

※2 様式が令和6年12月2日に更新されています。新様式は[公立学校共済組合東京支部HP](#)に掲載しています。



公立学校共済組合東京支部
給付貸付課資格担当(令和7年3月)

本チェックリストはの申告多い事例を掲載しており、内容及び状況により上記以外の書類を要する場合があります。提出書類の詳細は
所属所の共済事務担当者がお持ちの福利厚生事務の手引P42～P53を参照の上、提出してください。

(HP被扶養者様式ページ)

B 特別認定 提出書類チェックリスト

該当する事由の提出書類が添付されていることを確認してチェックしてください。

注意事項

- 必要書類が**全て揃ってから**、御提出ください。
- マイナ保険証保有の有無を確認し、被扶養者申告書内の資格確認書発行要否欄の**要否に丸をつけて**ください。
- 事由発生日付での認定の場合は、事由発生日と所属所受理日の間が**30日以内**の必要があります。

□…提出必須書類 △…該当者のみ提出する書類

	① 被扶養者申告書（認定）	② 申請理由書 （別居の場合は、組合員の送金額が認定を受ける者の収入額の1/2以上必要）	③ 戸籍謄本の写し	④ 国民年金第3号被保険者関係届（該当） （20歳以上60歳未満の配偶者のみ）	⑤ 国民健康保険又は国民健康保険に加入中であることが分かる書類※1	⑥ 世帯全員の住民票の写し （組合員と同居が要件となる者の認定時） （手引P42参照）	⑦ 夫婦双方の収入を証明する書類★1	⑧ 主たる扶養義務者と組合員認定しようとする者の収入を証明する書類★1 （1の配偶者や父母等）	⑨ 非扶養証明書 （組合員の兄弟姉妹等）
特別認定 （扶養手当なし） 手引P51～52参照									
別冊様式集 該当ページ	HP掲載※2	P50		HP掲載※2				P56	
認定対象者	配偶者の認定 → チェック	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	子（未婚）の認定 → チェック	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	父のみ又は母のみの認定 → チェック	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	父及び母の認定 → チェック	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	上記以外 → チェック	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

★1 夫婦双方又は主たる扶養義務者の収入を証明する書類

提出書類	提出書類
組合員 源泉徴収票の写し （他に収入がある場合は分かる書類）	（会社員等）源泉徴収票の写し
	（自営業）確定申告書の写し（収支明細計算明細書・青色申告決算書等を含む。）
	（年金受給者）年金額改定通知書の写し（最新のもの）
	（被扶養者の場合）組合員・被扶養者現況表の写し、資格確認書等の写し※1
	（配偶者が組合員の場合のみ）資格確認書等の写し※1
	（該当者なし）申請理由書に記載（例：配偶者とは離別等）

扶養替えについて（手引P43参照）

夫婦が共に組合員の場合：認定取消と認定の書類を併せて認定側の所属所から提出して下さい。
なお、夫婦共に組合員で双方とも扶養手当を受給していないときは、扶養替えの手続きは必要ありません。

認定取消の提出書類は以下のとおりです（手引P54参照）。

- ①被扶養者申告書（認定取消）
- ②被扶養者証又は資格確認書（有効期限内のものをお持ちの場合のみ）
- ③（ア）扶養手当が支給停止される場合…扶養親族異動届等（所属長が確認済みのもの）の写し
（イ）扶養手当が支給されていない場合…組合員の源泉徴収票の写し、主たる扶養義務者（配偶者等）の収入を証明する書類★1
- ④（ア）配偶者が被用者保険の被保険者の場合…加入先での子の資格確認書等の写し※1（先に相手方の健康保険で認定を受ける）
（イ）配偶者が東京支部の組合員の場合…配偶者の資格確認書等の写し※1（認定の書類と併せて提出する場合は不要）
（ウ）配偶者が国民健康保険の被保険者の場合…配偶者の資格確認書等の写し※1（先に共済組合で認定取消をする）

※1 健康保険証の写し、資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（印刷日時又は保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内のものに限る。）

※2 様式が令和6年12月2日に更新されています。新様式は公立学校共済組合東京支部HPに掲載しています。

本チェックリストはの申告多い事例を掲載しており、**内容及び状況により上記以外の書類を要する場合があります。**提出書類の詳細は所属所の共済事務担当者がお持ちの福利厚生事務の手引P42～P53を参照の上、提出してください。



（HP被扶養者様式ページ）

公立学校共済組合東京支部
給付貸付課資格担当（令和7年3月）